

## 業務報酬基準・工事監理小委員会（第5回）議事要旨

日 時：平成19年10月3日（水）13:30～15:30

場 所：国土交通省合同庁舎2号館3A・3B会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、大森委員、岡本委員、金箱委員、北委員  
平野委員、古阪委員、牧村委員、松本委員、峰政委員、村上委員

### 〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、工事監理業務についての論点整理、業務報酬基準の見直しの方向性・実態調査の方法、建築士事務所の賠償責任保険について、説明があった。
- 委員より、以下の発言があった。

### 《標準業務内容（設計と工事監理の整理）について》

- 現在の告示1206号に位置付けられている工事監理業務を整理するに際し、「設計意図及び設計内容を正確に伝えるための質疑応答等の業務」は設計者が行う業務ではあるが、設計業務ではない（整理するに際し、設計業務と設計者が行う業務は区別する必要がある）。
- 法の建前では、設計者はあくまでも設計を行う者で、工事監理者とは別と整理する必要。
- 設計行為については、「施工の妥当性も満たした実施設計図書の作成」というよりも、「施工するに十分な情報を記載した実施設計図書の作成」と記載する方が適切。妥当性の判断は、施工者が行うべきもの。
- 設計者は一般的な技術レベルで施工できるかどうかの判断に立った設計を行う必要はあるが、設計図には施工に関する十分な情報があればよく、施工管理の問題まで設計者が踏み込むものではない。
- 実施設計の定義を四会の契約約款等から引用して記述しているが、これについては、上記意見とも整合しており妥当と思われる。
- 良い建築を生み出すためには、工事監理と同時に（工事施工段階）で設計行為を行うことが必要。

### 《標準業務内容（工事段階の設計行為）について》

- 原則として、設計は施工前に完成しておく必要がある。しかしながら、例外的に、施工段階において設計が続く場合もある。また、施工図で代替される場合もある。この場合でも、設計は節度を持って施工に間に合わせて決定する必要がある。
- 工事が始まってからの設計行為は、基本設計・実施設計と同じレベルで整理する方が、建築主には理解しやすいのではないか。
- （上記意見に対し）工事段階に必ず設計行為があるという仕組みは制度設計上、問題がある

のではないか。

- いったん確定させた設計図書をもとに、現場で継続的に関わり、よりよい建築を作る努力が行われている実態は認めるものの、これを標準形として整理することには問題があり、標準形としては工事着手までに設計行為が終わっているという前提にすべき。

《告示1206号の見直しについて》

- 略算表を工事費の指標でなく床面積の指標とするとのことであるが、建築主の立場からすると、引き続き工事費で行った方がよいのではという意見があるがどうか。
- （上記意見に対し）工事費の低減に伴い設計料が低減されるということが合理的でなく、床面積でも、難易度に応じた補正が必要になる等の工夫が必要であるが、トータルで見て、床面積の指標とすることが妥当ではないか。
- 追加業務については、もう少し精査を行う必要。建築主に何が追加的な業務で追加的に費用が発生するかを分かり易くするためにも、ここを丁寧に整理する必要。また、これらについて、後々のトラブルを未然に防ぐ観点から、契約関係の書類を文書でキチンと保存するよう意識する必要。
- 戸建住宅については、現行の2分類を3分類に改め、きめ細やかに対応すべき。
- 略算表は、意匠・構造・設備・統括の4つに分けるべき。

《建築士事務所の設計賠償責任保険について》

- 滅失・毀損に限定されている現在の保険制度は改善すべき。